

令和3年度登米市農地等の利用の最適化の推進施策等に関する 意見書に対する回答について

令和3年10月29日付け登農委第479号において、令和3年度登米市農地等の利用の最適化の推進施策等に関して、「1. 農地利用の集積・集約化について」、「2. 遊休農地の発生防止・解消について」、「3. 新規参入の促進について」、「4. 儲かる農業について」の4点について、意見書をいただいております。

このことについて、次のとおり回答いたします。

1 農地利用の集積・集約化について

- ① 農地中間管理事業の活用により担い手への集積は進んでいるが、今後は実質化された人・農地プランに基づき担い手に効率的に集約できるよう農業関係機関が一体となる具体的な組織体制を構築すること。

地域の高齢化や農業の担い手不足が心配される中、5年後、10年後までに、誰がどのように農地を使って農業を進めていくのかを「実質化された人・農地プラン」に位置付けられた担い手への農地の集積・集約化に向けた将来方針の話し合いなどを進めてまいります。

話し合いには、貴委員会のもとより、県や農業協同組合、土地改良区などの関係機関と連携し、共通認識を持つとともに、農業関係機関が一体となり、更なる体制強化を図ってまいります。

- ② 農地中間管理事業の更なる活用を促すためにも、耕作者集積協力金の復活や、経営転換協力金の増額を働きかけること。

機構集積協力金については、農地中間管理機構に農地を貸付けた出し手農家に交付され、担い手への農地の集積・集約化の促進に大きな役割を果たしていることから、今後も機構集積協力金の継続等について働きかけてまいります。

- ③ 大区画基盤整備事業を導入し農地が集約化されることは担い手確保に大きなメリットがある。作業効率向上のほか、高収益作物の栽培による農家の所得向上や産地の創設及び拡大が見込めることから、事業導入のための財源と具体的な組織体制を構築すること。

大区画ほ場整備事業の導入については、登米市農業のさらなる発展のため、平成31年2月に策定した「登米地域の初期型ほ場整備再生計画」に基づき事業を推進し、国や県、地域と連携して推進体制の強化を図りながら、事業導入の財源確保に努めてまいります。

2 遊休農地の発生防止・解消について

- ① 「農地中間管理事業のパッケージ型支援」を活用した「農地耕作条件改善事業」の取り組みを推進すること。また、当該事業を認識している人が少ないため更なるアピールを行うこと。

農地中間管理事業を活用した担い手への農地集積に当たっては、受け手が耕作しやすいほ場の整備が必要なことから、今後も県及び土地改良区などの関係機関と連携を図り、同事業の認知度を高めるための取り組みを進めてまいります。

- ② 「多面的機能支払交付金」制度の拡充とその制度を活用した農地の保全管理を徹底するなど、集落機能を再発揮できないか。また、その復田に係る費用の補助を拡充すること。

多面的機能支払交付金制度を活用した活動は、遊休農地の草刈りなどの活動により継続した農地の保全管理を行うとともに地域の共同活動を通じた農村の活性化にも繋がるため、今後も農業・農村の有する多面的機能が適切に維持・発揮できるよう、活動エリアの更なる拡大を目指してまいります。

なお、復田に係る費用は、遊休農地の有効活用に取り組む場合の加算措置がありますので、継続して事業推進を図ってまいります。

- ③ 高齢者等の労働力不足を補完し、広域的な農作業を支援するため農協等の関係機関と協議し、組織化を図ること。

担い手の高齢化等により労働力が不足し営農を継続できない場合には、地域内の農業法人を含めた実質化された人・農地プランに掲載された中心経営体担い手へ農地を貸付けていただき、遊休農地が発生しないよう働きかけます。

また、関係機関と協議し、市内全域をカバーできるよう、作業受託組織の育成も検討してまいります。

- ④ 遊休農地対策のため、景観作物団地の造成、水田放牧の奨励など複合経営の所得確保に向けた効率的な支援策を講じること。

遊休農地対策については、農地利用状況調査の利用意向調査に基づき、地域の担い手への情報提供と関係機関との連携を図り、遊休農地の発生を未然に防止するとともに、経営所得安定対策における水田活用の直接支払交付金において、地域の実態に即した地域特産物の振興等に交付できる産地交付金の地域設定枠とし

て水田放牧への助成を行うなど、引き続き、地域の特色を活かした水田活用への支援を図りながら、遊休農地の解消に向けた取り組みを進めてまいります。

- ⑤ 農地利用状況調査において、より正確な判定と調査の効率化を図るため、調査員からドローンを使用した調査の要望が出ております。上空から多角的に情報を収集するドローンは、災害時や消防活動に有効であるなど、他の行政組織の中での活用も見込まれることから、その導入を検討すること。

今後の農業を考えた場合、農作業の省力化や負担軽減、熟練者でなくても高度な営農が可能となるドローン等のスマート農業は推進していくべきであることから、導入コストを低減し、誰もがスマート技術を活用できる農業支援サービスについては、引き続き注視していくとともに、農業協同組合などに対する働きかけについても検討していきたいと考えています。

3 新規参入の推進について

- ① 長期にわたる農業体験への支援の中で、女性を含む農業実習生を積極的に受け入れること。

長期での農業体験希望者には、登米市みやぎ農業研修生滞在施設を利用し、市内の農業法人等で農業研修を実施できるよう取り組んでまいります。

また、農業研修生の受け入れについては、就農相談会等で要望があった場合、男女問わず受け入れを行っております。引き続き新規就農に繋がるよう積極的な受け入れに取り組んでまいります。

- ② NHK連続テレビ小説「おかえりモネ」により本市は全国的に知られる所となり、この機会をチャンスと捉え、都市部等から農業参入者を募ること。

本市での新規就農、新規参入、Uターン、Iターンなどに向けて、観光シティプロモーション課と連携し、本市の魅力及び就農に向けた支援策を効果的に伝えるため、首都圏等で開催される移住フェアや就農フェスト等に出展してまいります。

- ③ 高校生をはじめ若者の農業への関心度を高めるため、人工知能（AI）を活用したスマート農業を普及させると共に、省力化対策を一層進めること。

高校生をはじめ若者の農業への関心度を高める取り組みとして、市内の3つの高校で実施する各種授業への協力や就農体験受け入れなどを行っております。

今後も関係機関と連携し、スマート農業も含め若者への農業への関心度を高める取り組みを進めてまいります。

- ④ 本市独自の「新規就農支援事業」により、就農資金の提供をはじめ安定した農業経営と生活が確保できるシステムを構築すること。

地域農業の次世代を担う担い手の育成・確保を図るため、就農希望者の研修の斡旋から経営が軌道に乗るまで切れ目のない支援を行うとともに、担い手が実施する研修や組織活動及び農地集積等を支援してまいります。

- ⑤ 空き家を改修し、農業経営が安定するまで無料での貸し出し制度を創設すること。

新規就農希望者の研修期間の住居の確保を図り、着実に就農に結びつけるため、登米市みやぎ農業研修生滞在施設を活用した支援に取り組んでいるところですが、他市町村等の事例も参考にしながら、より効果的な支援となるよう情報収集に努めてまいります。

また、空き家活用の所管課であります観光シティプロモーション課や県、関係機関と連携を図りながら、同滞在施設の有効活用の推進に取り組んでまいります。

4 儲かる農業について

- ① 農林水産省が目指している「人・農地プラン」の法制化に考慮しながら農地や自然環境の維持、保全、そして伝統文化（コミュニティ）を継続しながら経済効果のある魅力的な「儲かる」農業の実現を図ること。

令和2年度に「実質化された人・農地プラン」が完成し、公表したところですが、今後、そのアンケート結果を基に地域の農業者と農地の集積・集約化に向けた将来方針の話し合いなどを進めてまいります。

話し合いには、貴委員会はもとより、県や農業協同組合、土地改良区などの関係機関と連携し、共通認識を持ち更なる体制強化を図るとともに、国が目指している「人・農地プラン」の法制化に注視しながら、国や県の補助事業を活用し、「儲かる」農業の実現のため取り組んでまいります。

- ② 大規模農業だけでなく、中小家族経営や新規就農者などに対しても市場開拓や販路の確立に向けた情報収集に努め、さらに各々の経営分析やITを活用した指導研修も併せて支援拡充を図ること。

新規就農者をはじめとする後継者の育成、意欲ある兼業農家を含む中核的担い手の事業継続支援、更には省力化や大規模経営に対応する農業法人等の育成などが重要と考えているところであります。

そのため、関係機関と連携し、就農相談会を定期的を開催するなど、農業技術

の支援と経営安定化に向けた資金面のサポートに引き続き取り組んで参ります。

また、ICT・IoTを活用したスマート農業の推進を図り、農業従事者の高齢化や後継者不足に対応した生産効率の高い持続可能な農業経営の構築を支援して参ります。

限られた財源の中、様々な独自支援策を講じ、今後においては国、県、関係団体とも一層の連携を図り、本市農業の持続的な維持・発展につなげてまいりたいと考えております。

- ③ 国は2023年までに農地面積の8割を担い手に集積することを目標に掲げておりますが、農業、農村の厳しい現状を踏まえ、改めて「多様な担い手支援」やスマート農業を推進するため、農作業の効率性を考えた再圃場整備のモデル化を推進しながら、さらに転作に対する「直接支払交付金」などの安定した持続的な予算確保に努めること。

農作業の効率性を考慮した再圃場整備については、生産の効率化や収益性の向上を目的とした「登米地域の初期型圃場整備再生計画」を平成31年2月に策定し、本計画に基づき、本市の農業の更なる発展に資するよう、効果的に事業推進を図ります。

また、生産調整を達成するために必要な、水田活用の直接支払交付金等の予算確保に向け、国及び県へ要望してまいります。

- ④ 農畜産物の輸出促進のみならず国内の生活様式の変化に伴い地場産品の消費が重要と考えます。市民目線に添った商品開発や設備投資に係る費用負担等の市独自の支援対策を講じること。

本市では、市で定める一定の基準を満たし、地産地消に積極的に取り組んでいる物販店・飲食店・加工業者を「地産地消推進店」として認定しております。

地産地消推進店（道の駅、直売所、飲食店など）では、常に新鮮な地元農産物や加工品を購入できますが、農産物直売フェアや食堂での地元農産物を活用した料理も提供しております。

また、市独自の支援事業として、市内の農林業者、商工業者が行う商品開発、販路開拓、加工施設・機械整備、店舗改修等の新たな事業展開に要する経費を支援する「ビジネスチャンス事業」にも取り組んでおります。

今後も地産地消を推進し、より良い形で地域経済の活性化と雇用の創出に繋げるよう実施してまいります。